



2022年12月28日

東海電子株式会社

アルコールチェックをしないとエンジンがかからない  
車載型飲酒運転防止システム『呼気吹き込み式アルコール・インターロック装置』  
累計出荷台数が3000台を超えました

アルコール検知システム、IT点呼システム、運行管理システムを開発・販売する東海電子株式会社（本社：静岡県富士市 代表取締役 杉本 哲也）は、この度、運転前にアルコールチェックを行い、検知されるとエンジンがかからない車載型飲酒運転防止システム『呼気吹き込み式アルコール・インターロック装置』の2022年度の実績と普及状況（2022年12月28日時点）をお知らせ致します。

#### 1) 2022年時点のトラック業界における飲酒運転実態

2011年5月1日、点呼におけるアルコール検知器の使用の義務化が施行されてから10年が経過しました。現在、法令上、トラック、バス、タクシー等8万を超える運輸・交通事業者は、必ず、アルコール検知器を設備として事業所に備え、点呼時の酒気帯び確認時に、これを使用しなければなりません（別紙1）。また、遠隔地での電話点呼においても、アルコール検知器を使用しなければならないとされており、アルコール・インターロックは特に、「自動車に設置されているアルコール検知器を使用させる」機器として明確に位置づけられています（別紙2-1,2-2）。

このように、アルコール検知器の義務化とは、いかなる点呼においても必ずアルコール検知器が使われており、点呼が100%実施されていれば、誰一人として酒気を帯びたドライバーは路上には存在しない、まさに「飲酒運転ゼロ」を目指した規制強化でありました。

#### 2) トラック業界における飲酒実態

ところが、アルコール検知器義務付けが行われたものの、近年、ゼロに向かうどころか、下げ止まり状態となっています。トラック業界にいたっては、直近では前年比増という事態になっています（別紙3）。とくに、2019年に国土交通省、運輸安全委員会から公表された事故調査報告書によって、フェリー使用時のトラックドライバーのおそるべき飲酒実態が明らかとなり、「隠れた飲酒文化」に業界および社会が驚愕しました。

□2019年7月 大型トラクタ・バンセミトレーラの衝突事故（飲酒運転死亡事故）

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/pdf/1783102.pdf>

□2019年8月 堺市 トラック女子児童飲酒ひき逃げ アルコール（岩ト協リンク）

<http://www.iwatokyo.or.jp/wp-content/uploads/2019/11/05bfd57b9e52569daf7faaf15196721c.pdf>

□2020年11月 ロールオン・ロールオフ貨物船ちゅうしま作業員死亡事故（飲酒起因）

[https://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2020/MA2020-11-1\\_2019tk0028.pdf](https://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2020/MA2020-11-1_2019tk0028.pdf)

□2020年5月 国土交通省安全政策課から自動車運送事業者へ

『事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について』

<https://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/content/000163537.pdf>

### 3) 安全運転管理者選任事業所のアルコール検知器使用義務付け

2021年6月28日、千葉県で、悲痛な飲酒運転死亡事故が起きました。加害側が「白ナンバートラック」であったことから、警察庁・公安委員会は、再発防止のため、安全運転管理者選任事業所に対し、アルコール検知器使用を義務付ける道交法施行規則の改正を行いました。

2022年10月から施行される同改正法では、該当企業が使用するアルコール検知器は、「呼気」式であること等を最低条件とした性能要件を告示及び通達で示しました。

[https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzenuntenkanrisya/pdf/20211110tuutatu\\_1.pdf](https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzenuntenkanrisya/pdf/20211110tuutatu_1.pdf)

このなかで、アルコールインターロック等、車載タイプも、アルコール検知器の一種であるとされました。(別紙4)

### 4) 呼気吹き込み式アルコールインターロックの出荷実績

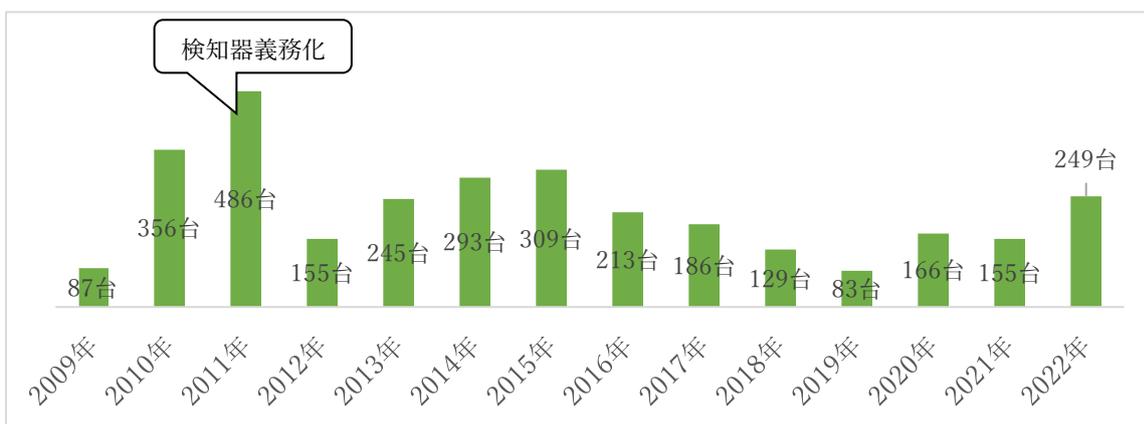
当社は、2009年9月から、運転前に呼気検査を行いアルコールが検知されるとエンジンがかからない飲酒運転防止システム「呼気吹き込み式アルコール・インターロック」を販売しています。現在、アルコール検知器は多種多様なものがありますが、「運転前に必ず呼気をチェックし記録を残し、検知したらクルマが動かない」、このような強制力のある検知器は、アルコールインターロック装置だけです(別紙5)。

このように、他の検知器とは違う飲酒運転抑止力を持つアルコールインターロック装置(製品名: ALC-ZERO)ですが、千葉県八街市の悲痛な飲酒運転事故や、その後続く白ナンバーアルコール検知器義務化の道交法施行規則改正にともない、あらためて注目されつつあります。

#### 【呼気吹き込み式アルコール・インターロック装置 システムイメージ】



#### 【アルコール・インターロック装置 年度ごと実績】



2022年度は、白ナンバー義務化の影響を受け、大幅に台数を伸ばしました。一部白ナンバーのお客様

も導入が進みました。

### 【アルコール・インターロック装置 累計】



14年で累計（1月～12月起算）は3 1 0 0台を超えました。

#### 5) トラック協会の助成制度

全日本トラック協会においても、トラック業界での飲酒運転ゼロを目指し、このアルコール・インターロック機器を、例年、購入補助の助成金の対象としています。

<https://jta.or.jp/member/shien/anzen21.html>

また、各県ごとのトラック協会でも、独自でアルコール・インターロック装置への助成制度を設けているところがあります。

<2022年度各都道府県トラック協会助成金情報 2022年11月30日版>

[https://www.tokai-denshi.co.jp/app/usr/topics/file/364\\_20221201094952\\_topic\\_file.pdf](https://www.tokai-denshi.co.jp/app/usr/topics/file/364_20221201094952_topic_file.pdf)

また、令和4年から、アルコールインターロック装置は、正式に「ASV補助金」の対象となりました。

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc\\_04.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_04.html)

#### 6) アルコールインターロック、日本以外の状況

海外では商用車よりも、「飲酒運転違反者への罰則として、アルコール・インターロック装置を強制的に装着させる」方式が一般的です。米国では、未だに「毎年30万人」があらたにインターロック装着させられているほど、一般ドライバーによる飲酒運転が多い状態です。

【アルコールインターロック装着レポート 2018年】

<https://transport-safety.jp/archives/1082>

欧州でも近年、EUの交通安全ビジョンのうち、EU加盟国へ、アルコール・インターロック装着を促す政策が促されている状況です。

【欧州におけるアルコール・インターロック法制化状況】

<https://etsc.eu/issues/drink-driving/alcohol-interlock-barometer/>

また、近年、韓国や台湾においても、アルコール・インターロックの導入が検討されているとの報道が一部あり、飲酒運転ゼロを実現する国際的な趨勢が注目されています。

【台湾 アジア初アルコールインターロック法規制】

<https://transport-safety.jp/archives/932>

【韓国 国会提出アルコールインターロック法、廃案に】

<https://transport-safety.jp/archives/1030>

## 7) 日本政府への提言

前述の2019年7月のトラックドライバーによる飲酒運転事故の調査報告書において

『(2) アルコール・インターロック装置

近年、運転者の飲酒運転を未然に防ぐための装置として、呼気吹き込み式アルコール・インターロック装置の技術開発が進んでおり、このような装置が装備されていけば、本事故においても、運転者の呼気中のアルコール濃度などを計測し、エンジンの始動ができなくなることで、事故の発生を未然に防止できた可能性が考えられる。自動車メーカー、機器メーカー、国土交通省等の関係者においては、この種のシステムの確立等、予防安全対策装置の開発・普及に取り組む必要がある』とある。

また、本年6月28日の千葉県の飲酒運転死亡事故を受けて、千葉県知事が政府に対し、

「アルコール・インターロック装置や事故の回避及び被害の軽減が可能な安全運転支援装置の普及に向けた取組の推進」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/seikouan/press/2021/documents/r30701youbusyo.pdf>

と要望をあげています。

欧米のアルコール・インターロック装置の装着事例を鑑み、当社として、警察庁・公安委員会・国土交通省に対して、以下を提言したい。

1. 警察庁運転免許局および各都道府県公安委員会は、飲酒運転をした者に対し、運転免許停止後も運転の意思があり、自己車両所有者である場合、アルコール・インターロック装着を命ずることができる。また、事業用自動車による飲酒運転の場合、運輸支局長は、事業者に対し、全車両のアルコールインターロック装着を命ずることができる。
2. 装置装着を命ぜられた個人および事業者は、期間中、全車両のインターロックデータを1ヶ月ごとに運輸局に提出し続けなければならない。2年間装着されたアルコール・インターロックのメモリに、酒気帯び検知の履歴なきことを条件として、アルコール・インターロック装置の装着を解除する。
3. アルコール・インターロックの装着費用は、行政罰とみなし、本人事業者の自己負担とする。
4. すべての飲酒運転違反者に対し、auditを実施し、かつ、アルコールに関する研修受講を義務づける。

当社は、年間2万人いる飲酒運転者へのアルコール・インターロック装着は、法制化されるべきと考えています。また、プロドライバーの飲酒運転ゼロの実現なくして、年間2万件以上もある日本の一般ドライバーによる飲酒運転ゼロ実現は不可能であるとも考えています。運輸行政は、決して、悪意ある市井の飲酒運転者に、「プロドライバーでさえ飲酒運転している」と言わせない政策を実現すべきである。

## 8) 家族が飲酒運転をして困っている方へ

当社はアルコール・インターロックの社会実装を目指しています。社会実装とはすなわち、警察行政や運輸行政によるアルコールインターロックの（補助金ではなく）、使用の義務化です。特に、飲酒運転違反者への強制装着が望まれますが、一方で、飲酒運転で捕まらずに日常的に飲酒運転を繰り返してしまう「個人」もいます。

今年当社は、このような、家庭・家族問題としての飲酒運転防止活動として、個人へのアルコール・インターロック装着受け付ける専用ウェブサイトを開設しました。こちらをご確認ください。

Install  to our Society

飲酒運転を根絶するために | 日本のアルコール・インターロック事情 | 世界のアルコール・インターロック事情 | アルコール・インターロック装置 | 家族が飲酒運転をして困っている方へ | アルコール・インターロック法令案 | 飲酒運転防止テクノロジー

アルコール・インターロック  
社会実装と個人装着を推進する

特設サイト

アルコール・インターロック.com  
～飲酒運転加害者をゼロに～

飲酒したんだったら運転しなければいいのに。

<https://alcohol-interlock.com/>

本件に関する問い合わせ先：東海電子株式会社 営業企画部

東京都立川市曙町 2-34-13 オリピック第3ビル 203

E-mail: [kikaku@tokai-denshi.co.jp](mailto:kikaku@tokai-denshi.co.jp)

<http://www.tokai-denshi.co.jp>

# 貨物自動車運送事業法

## 輸送安全規則 第7条 点呼 4項より

4 貨物自動車運送事業者は、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。以下同じ。）を営業所ごとに備え、常時有効に保持するとともに、前三項の規定により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

[https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail/402M50000800022\\_20180401\\_429M60000800073/0?revIndex=3&lawId=402M50000800022#83](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail/402M50000800022_20180401_429M60000800073/0?revIndex=3&lawId=402M50000800022#83)

## 貨物自動車運送事業輸送安全規則の 解釈及び運用について より

(6) 「アルコール検知器を用いて」とは、対面でなく電話その他の方法で点呼をする場合には、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させ、**又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ**、及び当該アルコール検知器の測定結果を電話その他の方法（通信機能を有し、又は携帯電話等通信機器と接続するアルコール検知器を用いる場合にあっては、当該測定結果を営業所に電送させる方法を含む）で報告させることにより行うものとする。営業所と車庫が離れている等の場合において、運行管理者等を車庫へ派遣して点呼を行う場合については、営業所の車庫に設置したアルコール検知器、運行管理者等が持参したアルコール検知器**又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用することによるもの**とする。

# 国土交通省

## 「アルコール検知器義務化に関してよくある質問」より

**Q7** アルコール検知器に、自動車に備えられたアルコール検知器（アルコールインターロック装置）は含まれますか。

**A7** アルコールインターロック装置も含まれます。

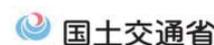
**Q8** 車庫に駐車してあるアルコールインターロック装着車両を用いて、酒気帯びの確認をする場合、点呼はどのように行えばよいですか。

**A8** 運行管理者が車庫に出向き点呼を実施する必要があります。

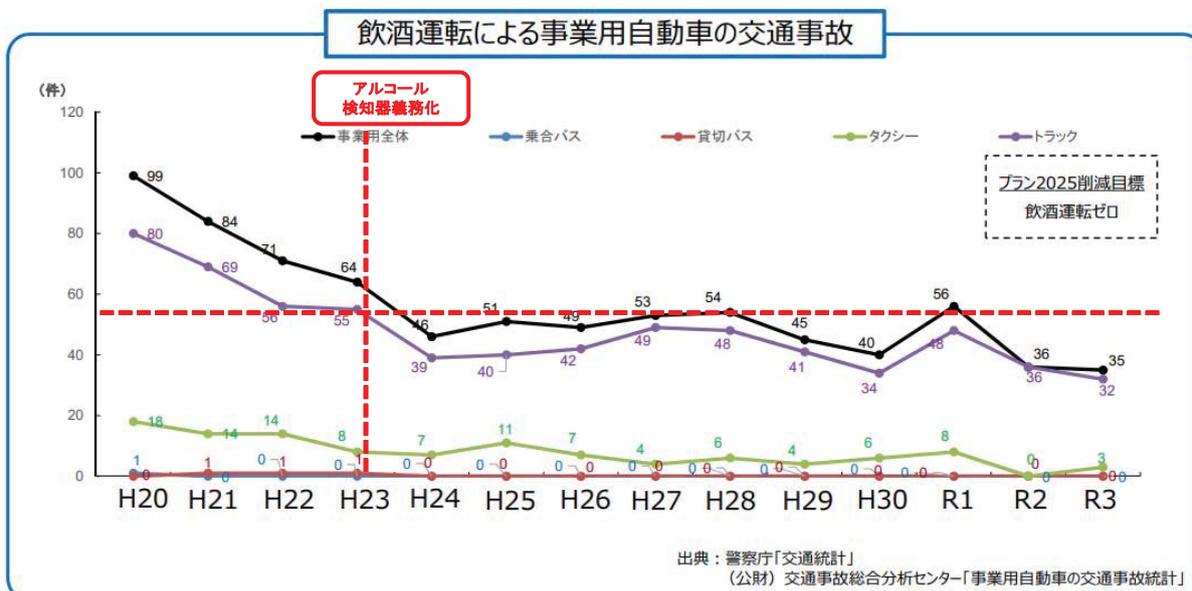
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03alcohol/index.html>

## バス/タクシー/トラック ドライバーの飲酒運転（業務中）

### 事業用自動車による飲酒運転事故件数の推移



- 事業用自動車による飲酒運転事故件数は、平成24年以降横ばいの状況が続いている。
- 飲酒運転の根絶に向け、引き続き飲酒運転を未然に防止するためのルール作り等の取組が必要。



<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001515728.pdf>

# 警察庁通達412号

安全運転管理者選任事業所が使用すべきアルコール検知器の性能要件

(3) アルコール検知器の性能等 アルコール検知器については、酒気帯びの有無を音、色、数値等により確認できるものであれば足り、特段の性能上の要件は問わないものとする。**また、アルコール検知器は、アルコールを検知して、原動機が始動できないようにする機能を有するものを含む。**

[https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzenuntenkanrisya/pdf/20211110tuutatu\\_1.pdf](https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzenuntenkanrisya/pdf/20211110tuutatu_1.pdf)

## 飲酒運転抑止力 比較表 (アルコール検知器タイプごと)

検知器タイプ	形状	記録保存	クルマを止める機能	飲酒抑止力
簡易型	ハンディ型 小型	無し	×	低
記録型	据え置き型	PC・電子データ	×	普通
記録型	据え置き型	感熱ロール紙	×	普通
スマホ接続型	小型・ 持ち運び型	クラウドサーバー	×	普通
<b>アルコール インターロック</b>	<b>車両装着型</b>	<b>PC・電子データ</b>	○	<b>高</b>